

令和6年度 まちづくりデジタルプラットフォーム導入活用業務委託 公募仕様書

本仕様書は、令和6年度 まちづくりデジタルプラットフォーム導入活用業務委託（以下「本業務」という。）の契約候補者を選定するにあたり、業務内容として求める基本的事項を定めるものである。

1 背景と目的

本市では、沼津駅周辺総合整備事業の本格展開に伴い、沼津駅周辺を車中心からヒト中心の魅力ある場所へと再生するため、令和2年3月に「沼津市中心市街地まちづくり戦略」（以下「戦略」という。）を策定し、ヒト中心のまちづくりを推進している。令和4年6月に策定した「沼津市公共空間再編整備計画」および「都市空間デザインガイドライン」では、戦略の中期の姿の実現に向けて、実践する手順、施策、狙う効果をまちづくりシナリオとして描き、公民で共有しながら一体となった取り組みを進めている。

戦略に係る各種取組が計画から実現の段階へ移行し始めているなか、まちづくりを担うプレーヤーの発掘に加え、行政及びプレーヤーと地権者等のステークホルダーとの一層の連携強化が求められている。また、進展する基盤整備に関して、より多様な市民意見聴取の機会創出が求められているところでもある。

本業務では、まちづくりデジタルプラットフォームを導入し、本市の中心市街地に係る取組情報を集約するとともに、行政と市民等が双方向で発信できる仕組みを構築することにより、市内各地のまちづくりシーンで活躍している方々や、これまで中心市街地に関心を持っていなかった方々に対しても、まちづくりへの新たな接点を創出し、より多くの方々に取組を知り・関わっていただくことで、戦略の推進に資することを目的とする。

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

(1) デジタルプラットフォーム導入

次の機能を満たすデジタルプラットフォームを令和7年1月31日（金）までに導入すること。なお、公開にあたっては委託者確認のもと、予め動作確認を行うこと。また、期限に捉われず可能な限り早く導入し、運用期間を長くできるよう努めること。

- ①氏名や団体名を含む情報を登録することにより利用可能となること。ただし、登録せずとも掲載情報が閲覧可能であること。
- ②委託者や利用者が、投稿・情報発信し、また、これに対する意見を募集することができ、双方向でのやり取りが可能であること。

- ③委託者や利用者が、自らの実施するまちづくり活動への参加者を募集することができること。
- ④委託者が、利用者に対するアンケートを実施できること。
- (2) デジタルプラットフォームの管理保守
 - 次の管理保守を行うこと。
 - ①デジタルプラットフォームは原則として 24 時間稼働とし、障害等不具合発生時には随時対応すること。また、メンテナンス作業等をやむを得ず停止する際は、予め委託者と利用者に告知すること。
 - ②デジタルプラットフォーム上で公序良俗に反する内容が投稿された際には、委託者に報告・協議の上、削除すること。
 - ③委託者からの改善要望を受け付け、可能な範囲で対応すること。
 - ④委託者からの操作法等の問合せに対応すること。
- (3) デジタルプラットフォームの運用支援
 - 次の運用に関する支援を行うこと。
 - ①デジタルプラットフォームの利用促進に係る委託者の広報活動に協力すること。
 - ②効果的なデジタルプラットフォームの運用について、次の視点から受託者のこれまでの業務経験・ノウハウ・アイディアによりコンサルティングすること。
 - (ア) 本市においてまちづくりに参加する市民・団体等の増加。
 - (イ) 行政及びまちづくりを担うプレーヤーと地権者等のステークホルダーとの一層の連携強化。
 - ③いわゆる「炎上」対策を講じること。
- (4) 打合せ協議
 - 本業務を円滑に遂行するために必要な打合せ協議を適宜実施し、毎回の記録を作成すること。打合せはオンラインでもよい。
- (5) 業務報告書の作成
 - 本業務の成果を取りまとめ、今年度の展開を踏まえて次年度に関する提案を盛り込んだ業務報告書を作成すること。

4 個人情報の保護及び情報セキュリティ

- (1) 受託者は ISMS の認証を受けていること。
- (2) 個人情報保護のため、関係法令のほか「沼津市個人情報の保護に関する法律施行条例」や、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 情報セキュリティ確保のため、関係法令のほか、「沼津市情報セキュリティ基本方針」や、「業務委託契約等における沼津市情報セキュリティ対策基準に基づく特記事項」を遵守すること。

5 成果物

- (1) 業務報告書 1部
- (2) デジタルプラットフォーム説明資料およびマニュアル 一式

6 その他の留意事項

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果を委託者の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。なお、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。
- (5) 業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。
- (6) 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合は、出典名を記載すること。